

平成29年度創造県おおいた推進事業「みんなのアーツ体験事業」

企画・コーディネート業務委託 仕様書

1. 本仕様書は、「平成29年度創造県おおいた推進事業『みんなのアーツ体験事業』企画・コーディネート業務委託」を実施するための仕様書である。

2. 業務の目的及び内容は次のとおりとする。

(1) 事業の目的

「みんなのアーツ体験事業」は、高齢者や子ども達に対し、芸術家等による表現手法を用いたワークショップを実施することにより、生きがいつくりや活力の向上、豊かな情操やコミュニケーション能力の育成を図ることを目的としている。

具体的には、高齢者福祉施設、児童養護施設など、芸術文化体験をしにくい施設等に、芸術家等を派遣し、ワークショップを開催するとともに、施設で実施するワークショップを応用した、誰でも参加できるワークショップ体験会を開催するものである。

※ワークショップ ～ 本事業における「ワークショップ」については、音楽家・ダンサー・美術家等による体験型のワークショップのこと

(2) 業務の概要

【ワークショップ】

①訪問先施設の選定（県との協議による）

施設数は、概ね4施設程度とする。

②施設側の要望に応えられる企画の立案、アーティストの選定、招聘

ア) 施設数は、高齢者福祉施設、児童養護施設、その他（アートに触れにくい施設・場所等）から、4施設を予定

イ) 基本形として、アーティストが施設に訪問し、施設入居者、施設利用者等とワークショップを実施

ウ) ワークショップの内容については、施設側の意向、条件等を十分踏まえて企画を立案（意向等を十分踏まえるために、下見や事前相談等を念入りに行う。特に安全面には十分配慮する）

エ) ワークショップの企画趣旨に沿ったアーティストの選定、交渉

基本的に1カ所、1日あたり1名とする。

※複数アーティストが必要な場合については個別に調整を行う

※アーティストへの謝金・旅費の支払いについては、県が行う

謝金基準：35,000円／日

旅費基準：県の旅費規程によるものとする

※これらの謝金・旅費は、県が直接執行するため、本業務委託の積算には含まれていない

③下見

ワークショップ開催前に、予定アーティストと共に、施設の下見を行い、実施場所や内容等について、施設と摺り合わせを行う。

④ワークショップの開催・運営

ア) 開催回数 ～ 全 12 回以上 (4 施設×3 回)

イ) 開催場所 ～ 県と協議のうえ選定した高齢者福祉施設、児童養護施設、その他施設

ウ) 時間等 ～ 施設側の意向やプログラムにもよるが、1 回あたり、1 時間から 2 時間程度を想定 (時間設定については、施設側の意向に応じて決定)

エ) 振り返り ～ ワークショップ終了後、施設スタッフ、アーティスト、コーディネーターによる振り返りを行い、良かった点や次回に向けての課題抽出などを行う

オ) その他 ～ ワークショップに必要な資材等については、施設側とも調整を行った上で、受託者が準備する

【ワークショップ体験会】

①施設内で行っているワークショップを広く、一般の方や他の施設関係者等に知ってもらうためのワークショップ体験会 (以下「体験会」とする) の企画・講師等の選定を行う。

謝金基準：35,000 円/日

旅費基準：県の旅費規程によるものとする

※講師であるアーティストの謝金・旅費については、県が直接執行するため、本業務委託の積算には含まれていない

②福祉関係者のほか、一般の方にも広報を行い、参加者を公募する。

③体験会を開催する

ア) 開催回数 ～ 3 回以上

イ) 開催場所 ～ 地域の公共ホールなど (会場使用料等は委託費に含む)
各回、異なる市町村で実施することを想定

ウ) 参加者 ～ 一般の方、子供達、福祉関係者等 (概ね、15 名～30 名程度)

エ) 時間 ～ 1 時間程度を想定

オ) 内容 ～ 福祉施設等へ派遣するアーティストによるワークショップを実施
内容は福祉施設で行っているものをベースとするが、対象者や場所、その他条件等が異なることから、必ずしも同一のものでなくても良い。
参加者がどのようなことが、福祉施設等におけるワークショップで行われているかを感じられる内容とすることを想定。

【共通】

①報告書類等の作成

(3) 本事業に関する特記事項

受託者は、委託者 (県) と緊密に連携しつつ、業務を円滑に遂行するものとする。

3. 機密保持及び個人情報の保護

受託者は、この業務に関し、知り得た業務上の機密を他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

受託者は、この業務に関し、必要な機密情報（相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたものをいう。）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）の取扱いについて、別紙「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

4. 契約期間

契約締結の日から平成30年3月30日までを予定

5. 委託予算限度額

3,317,134 円（消費税を含む）

6. その他

本業務委託の実施について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方の協議の上、定めるものとする。